







は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示したものでなければならぬ。

**(資金計画書)**

**第七条** 法第六条第一項に規定する資金計画は、定めなければならない。  
**(施行地区及び工区の設定に関する基準)**

法第六条第一項に規定する施行地区的設定に関する同条第十一項（法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十二条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 施行地区は、道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するに適當な施設で土地区画整理事業の施行によりその位置が変更しないものに接して定めなければならない。ただし、当該土地区画整理事業によりこれらの施設の整備改善を図らうとする場合において、この整備改善により利益を受けることとなる宅地の範囲で施行地区を定める必要がある場合その他特別の事情がある場合においては、この限りでない。

二 施行地区は、当該土地区画整理事業の施行を著しく困難にすると認められる場合を除き、都市計画において定められている公共施設の用に供する土地を避けて定めてはならない。

三 施行地区を工区に分ける場合においては、工区と工区との境界は、できる限り道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するに適當な施設で土地区画整理事業の施行によりその位置が変更しないものに接して、又はその中心線により定めなければならない。

四 施行地区を工区に分ける場合には、土地区画整理事業の施行後における工区内の宅地の地積（保留地の予定地積を除く。）の合計の土地区画整理事業の施行前における工区内の宅地の地積の合計に対する割合において、各工区間に著しい不均衡を生じないよう工区を定めなければならない。

**(設計の概要の設定に関する基準)**

第九条 法第六条第一項に規定する設計の概要の設定に関する同条第十一項（法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十二条の三第二項において準用する場

合を含む。）に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 設計の概要是、施行地区又は施行地区を含む一定の地域について近隣住区（小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）を中心とする人口一人当たり三十平方メートルから百平方メートルまでの地積を基準とし、人口約一万を収容することができる区域とされる地区をいう。以下同じ。）を想定し、その住区内に居住することとなる者の生活の利便を促進するよう考慮して定めなければならない。

二 設計の概要是、幹線道路と幹線道路以外の道路との交差が少なくなるように考慮して定めなければならない。

三 区画道路（幹線道路以外の道路をいい、裏口通路を除く。）の幅員は、住宅地にあっては六メートル以上、商業地又は工業地にあっては八メートル以上としなければならない。ただし、特別の事情により、やむを得ないと認められる場合においては、住宅地にあっては四メートル以上、商業地又は工業地にあっては六メートル以上であることをもつて足りない。

四 住宅地においては、道路をできる限り通過交通の用に供され難いように配置しなければならない。

五 道路（裏口通路を除く。）が交差し、又は屈曲する場合においては、その交差又は屈曲の部分の街角について適當なみきりをしなければならない。

六 設計の概要是、公園の面積の合計が施行地区内に居住することとなる人口について一人当たり三平方メートル以上であり、かつ、施行地区の面積の三パーセント以上となるように定めなければならない。ただし、施行地区的大部分が都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第八条第一項第一号の工業専用地域である場合その他の事情により健全な市街地造成するのに支障がないと認められる場合及び道路、広場、河川、堤防又は運河の整備改善を主たる目的として土地区画整理事業を施行する場合その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、この限りでない。

七 設計の概要是、施行地区内の宅地が建築物を建築するのに適當な宅地となるよう必要な排水施設の整備改善を考慮して定めなければならない。

八 設計の概要是、施行地区及びその周辺の地域における環境を保全するため、当該土地区画整理事業の目的並びに施行地区的規模、形状及び周辺の状況並びに施行地区内の土地の地形及び地盤の性質を勘案して、施行地区における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように定めなければならない。

**(資金計画に関する基準)**

**第十条** 法第六条第一項に規定する資金計画に関する同条第十一項（法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十二条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 資金計画のうち収入予算においては、収入の確実であると認められる金額を収入金として計上しなければならない。

二 資金計画のうち支出予算においては、適正かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを支出金として計上しなければならない。

**(土地区画整理事業の施行の方針)**

**第十条の二** 法第十六条第二項に規定する土地区画整理事業の施行の方針は、次に掲げる事項を記載した説明書を作成して定めなければならない。ただし、第二号及び第三号に掲げる事項については、その概数を記載すれば足りる。

一 当該土地区画整理事業の目的

二 土地区画整理事業の施行後における施行地区内の宅地の地積（保留地の予定地積を除く。）の合計の土地区画整理事業の施行前ににおける施行地区内の宅地の地積の合計に対する割合

三 事業施行予定期間

四 保留地の予定地積

五 法第十四条第三項に規定する認可を受けるまでの資金計画

**第三章** 住宅先行建設区、市街地再開発事業区及び高度利用推進区への換地の申出等（住宅先行建設区への換地の申出等）

**第十条の二の二** 法第八十五条の二第一項の申出は、別記様式第一の申出書を提出してするものとする。

**第十条の三** 法第八十五条の二第二項の建設計画は、別記様式第一の建設計画を作成して提出しなければならない。

（建設計画書）

**第十条の四** 法第八十五条の二第五項第一号の国土交通省令で定める工作物は、仮設の工作物とする。

**第十条の五** 法第八十五条の三第一項の申出は、別記様式第三の申出書を提出してするものとする。（市街地再開発事業区への換地の申出）

**第十条の六** 法第八十五条の四第一項の申出は、別記様式第四の申出書を提出してするものとする。（高度利用推進区への換地等の申出）

**第十条の六** 法第八十五条の四第二項の申出は、別記様式第三の申出書を提出してするものとする。

2 前項の申出書には、法第八十五条の三第二項の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

3 前二項の申出書には、法第八十五条の四第三項の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

4 第八十五条の四第三項第二号の国土交通省令で定める工作物

5 第五の申出書を提出してするものとする。

6 第五の申出書を提出してするものとする。

7 第二項の申出書には、法第八十五条の四第三項の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

8 第八十五条の四第三項第二号の国土交通省令で定める工作物

9 第四章 換地計画の認可申請手続及び内容（換地計画の認可申請手続）

**第十条の七** 法第八十五条の四第三項第二号の国土交通省令で定める工作物は、仮設の工作物とする。

**第十一条** 法第八十六条第一項又は第九十七条第一項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

1 認可を申請しようとする者が個人施行者である場合において、法第八十八条第一項又は第九十七条第一項において準用する法第八条第一項の規定により換地計画に係る区域内の宅地について権利を有する者の同意を得なければならないときは、その同意を得たことを証する書類

2 認可を申請しようとする者が組合である場合においては、換地計画の決定又は変更につ

2 前項の申出書には、法第八十五条の二第三項の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

いての総会若しくはその部会又は総代会の議決を経たことを証する書類

三 認可を申請しようとする者が区画整理会社である場合においては、法第八十八条第一項又は第九十七条第三項において準用する法第五十一条の六に規定する同意を得たことを証する書類

四 認可を申請しようとする者が個人施行者、組合又は区画整理会社以外の施行者である場合においては、法第八十八条第六項（法第九十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による土地区画整理審議会の意見書

五 認可を申請しようとする者が個人施行者以外の施行者である場合において、法第八十八条第三項（法第九十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出された意見書があつたときは、その意見書の処理の経緯を説明する書類（法第八十八条第六項又は第七項（法第九十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による土地区画整理審議会又は農業委員会の意見書を含む。）

#### (換地設計)

第十二条 法第八十七条第一項第一号に掲げる換地設計は、換地図を作成して定めなければならない。

2 前項の換地図は、縮尺千二百分の一以上とし、次に掲げる土地の位置及び形状を表示し、土地区画整理事業の施行後における町又は字の区域及び各筆の土地ごとの予定地番を記入したものでなければならない。

一 従前の宅地及び換地（従前の宅地について所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限がある場合においては、これらの権利又は処分を含む。）

二 保留地

三 法第八十九条の四又は法第九十三条第三項の規定により換地計画において施行地区内の土地の共有持分を与えるように定める場合におけるその土地

四 法第九十三条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定により換地計画において施行地区内の土地の共有持分を与えるように定める場合におけるその建物の存する土地

五 法第九十五条の二の規定により換地計画に

おいて施行地区内の土地を参加組合員に対して与えるべき宅地として定める場合におけるその宅地

（各筆換地明細）

筆換地明細及び同条第四号に掲げる保留地その他の特別の定めをする土地の明細は、別記様式第六により定めなければならない。

（各筆各種権利別清算金明細）

第十四条 法第八十七条第一項第三号に掲げる各筆各権利別清算金明細は、別記様式第七により定めなければならない。

#### (指定検定機関の指定の申請)

第十四条の二 法第一百七十三条の四第二項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 検定事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

#### (行おうとする検定事務の範団)

三 行おうとする検定事務の範団

四 検定事務を開始しようとする年月日

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

#### (定款及び登記事項証明書)

一 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

二 申請に係る意思の決定を証する書類

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 役員の氏名及び略歴を記載した書類

五 組織及び運営に関する事項を記載した書類

六 検定事務を行おうとする事務所との検定用設備の概要及び整備計画を記載した書類

八 現に行つている業務の概要を記載した書類

九 検定事務の実施の方針に関する計画を記載した書類

十 法第一百七十三条の八第一項に規定する検定委員の選任に関する事項を記載した書類

十一 法第一百七十三条の五第二項第四号イ又はロの規定に関する役員の誓約書

十二 その他参考となる事項を記載した書類（名称等の変更の届出）

第十四条の三 指定検定機関は、法第一百七十三条の三第二項の規定による届出をしようとするとき

は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交

通大臣に提出しなければならない。

一 変更後の指定検定機関の名称又は主たる事務所の所在地

（役員の選任又は解任の申請）

第十四条の四 指定検定機関は、法第一百七十三条の四第一項の規定により認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第一百七十三条の五第二項第四号イ又はロの規定に関する誓約書を添えなければならない。

一 役員として選任しようとする者は解任しようとする役員の氏名

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（選任の場合は、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第一百七十三条の五第二項第四号イ又はロの規定に関する誓約書を添えなければならない。

一 検定委員の要件

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（事業計画等の認可の申請）

第十四条の五 法第一百七十三条の八第一項の国土交通省令で定める要件は、土地区画整理士技術検定に関し識見を有する者であつて、換地計画について専門的な技術又は学識経験を有するものであることとする。

（検定委員の選任又は解任の届出）

第十四条の六 指定検定機関は、法第一百七十三条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（検定委員の選任又は解任の届出）

二 選任又は解任の理由

三 選任の場合にあつては、その者の略歴

（検定事務規程の記載事項）

一 検定委員の氏名

二 選任の場合は、その者の略歴

（検定事務規程の記載事項）

一 検定事務を行う事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（検定事務規程の記載事項）

二 検定事務を行う事務所及び検定地に関する事項

三 検定事務の実施の方法に関する事項

四 検定手数料の収納の方法に関する事項

五 検定委員の選任又は解任に関する事項

六 検定事務に関する秘密の保持に関する事項

八 その他検定事務の実施に関する必要な事項（検定事務規程の認可の申請）

第十四条の八 指定検定機関は、法第一百七十三条の八第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る検定事務規程を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 指定検定機関は、法第一百七十三条の十第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（帳簿）

二 指定検定機関は、法第一百七十三条の十一第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（事業計画等の認可の申請）

第十四条の九 指定検定機関は、法第一百七十三条の九第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る事業計画書及び收支予算書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（帳簿）

2 指定検定機関は、法第一百七十三条の十一第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（事業計画等の認可の申請）

第十四条の十 法第一百七十三条の十二の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 検定地

二 受検者の受検番号、氏名、生年月日及び合否の別

四 合格した者に書面でその旨を通知した日（以下「合格通知日」という。）

三 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的形式、磁的形式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体）をいう。第十六条の三及び第十六条の四第一項第二号において同じ。）に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該





附則第二条第一項の期日までの間は、各登記所の管轄区域内の土地及び建物に関しては、この省令による改正前の規定を適用する。	附則（昭和三七年九月二九日建設省令第二六号）
この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。	附則（昭和四一年三月三一日建設省令第二二号）
この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。	附則（昭和四二年一〇月一八日建設省令第二八号）
この省令は、公布の日から施行する。	附則（昭和四四年六月一四日建設省令第四九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。	1 この省令は、法の施行の日（昭和四十四年六月十四日）から施行する。
附則（昭和四五年一一月二三日建設省令第二七号）抄	附則（昭和四五年法律第百九号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和四十六年一月一日）から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百九号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和四十六年一月一日）から施行する。	1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。
附則（昭和五〇年三月一八日建設省令第三号）抄	附則（平成一一年九月二七日建設省令第四一号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和四九年法律第六十七号）の施行の日（昭和五十年四月一日）から施行する。	1 この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五〇年一二月二三日建設省令第二〇号）抄	附則（平成一二年一月一七日建設省令第九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。	1 この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五七年一二月一〇月一日建設省令第五号）抄	附則（平成一二年一月二〇日建設省令第一〇号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、土地区画整理法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第五十一号）の施行の日（昭和五十七年十月二日）から施行する。	1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附則（昭和六三年一一月一四日建設省令第二二号）	附則（昭和六三年一一月一四日建設省令第五三号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、土地区画整理法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第五十一号）の施行の日（昭和五十七年十月二日）から施行する。	1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
この省令は、土地区画整理法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十三年十一月十五日）から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成元年三月二七日建設省令第三号）抄	附則（平成五年七月一九日建設省令第一五号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成五年七月三十日）から施行する。	1 この省令は、都市再開発法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年六月一日）から施行する。
附則（平成一〇年八月七日建設省令第三二号）抄	附則（平成一五年三月二八日国土交通省令第三八号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。	1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
附則（平成一一年三月三一日建設省令第九号）抄	附則（平成一七年三月七日国土交通省令第二五号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。たゞし、次条から附則第二十九条までの規定は、法の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。	1 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。
附則（平成一七年九月二九日建設省令第二二号）抄	附則（平成一七年三月二九日国土交通省令第二五号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年九月三十日）から施行する。	1 この省令は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。
附則（平成一七年一〇月二一日国土交通省令第五八号）抄	附則（平成一七年一〇月二一日国土交通省令第一〇二号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。	1 この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一二年一月三一日建設省令第一〇号）抄	附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。	1 この省令は、会社法の施行の日（平成十九年五月一日）から施行する。
附則（平成一二年一二月二三日国土交通省令第七五号）抄	附則（令和元年五月七日国土交通省令第一号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この省令による改正後の省令による改正前の省令による処分、手続、その他行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。	1 この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。
附則（平成一九年八月三日国土交通省令第七五号）抄	附則（平成一九年八月三日国土交通省令第九八号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。	1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
附則（令和三年八月三一日国土交通省令第五三号）抄	附則（令和三年八月三一日国土交通省令第五三号）抄
（施行期日）	（施行期日）

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

**附則（令和四年三月一日国土交通省令第10号）**

1 (施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。

2 (経過措置)  
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附則（令和五年二月二八日国土交通省令第九八号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附則（令和六年一月十九日国土交通省令第二号）抄**

(施行期日)

この省令は、デジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

(経過措置)

2 第六条の規定による改正後の土地区画整理法施行規則第十九条の二第三項（第十一条の規定による改正後の新都市基盤整備法施行規則第二十七条の二及び第十二条の規定による改正後の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第三十九条の二において準用する場合を含む。）の規定は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十七条第六項（同法第二百三十三条第二項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六号）第二十九条及び大都市法第七十一条において準用する場合を含む。）の規定により市町村長が行う公告のあつた日がこの省令の施行の日前である場合には、適用しない。

**別記**  
**様式第一（第十条の二の二関係）**

**様式第二（第十条の三関係）**

様式第二(第十条の三関係)

建設計画書

申出人	住所	
氏名		

1 建設を予定する住宅の種類

建設を予定する住宅の種類	戸建住宅	専用住宅	棟
	併用住宅	専用住宅	棟
共同住宅			
合計			

2 建設を予定する住宅の概要

建設の概要	番号	(戸)	
	住宅の種別	戸数	階
延べ面積の見込み			

現住の間に供する部分以外の概要	用途	建築物に占める割合の見込み
	概算事業費	円
資金計画	うち自己資金	円
建設時期	工事着手見込時期	
建設業主	工事完了見込時期	
	氏名	
住所	申出人との関係	

備考

- 申出人又は建築生産法人である場合においては、住所及び氏名の欄には、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の名前を記載すること。
- 建設をするうらの概要是、複数棟の住宅の建設を計画している場合には、各種ごとに作成すること。
- 住宅の種別の欄には、戸建て住宅、共同住宅の別及び専用住宅、併用住宅の別を示すこと。ただし、共同住宅の場合には、その戸数についても記載すること。
- 概算事業費の欄には、住宅先行建設区への換算の申出を行う時期における見込みを記載すること。
- 自己資金の欄は、建築士が個人の場合は、のみ記載すること。
- 建設業主が申出人と同一の場合は、その旨を記載すること。

様式第三(第十条の五関係)

市街地再開発事業区地図申出書

年月日

申出人 住所  
氏名

土地区画整理事業第85条の3第1項の規定により、下記の宅地についての換地を市街地再開発事業区内に定めるべき旨の申出をします。

記	所在及び地番	地	日	地	権利の種別
備考					

- 申出人が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 「権利の種別」欄には、所有権又は借地権の別を記載すること。

**様式第三（第十条の五関係）**



## 備考

- 1 「所有者の住所及び氏名」欄には、所有者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。  
 2 従前の土地に係る都市区町村並びに「町又は字」、「地番」、「地目」及び「地権」の各欄は、登記簿に登記された表示により記載すること。  
 3 「街区番号」欄には、換地に記載された街区番号を記載すること。  
 4 换地専用の土地位する各欄には、換地(換地とみなされるものを含む。)、参加組合員に対して与えべき宅地、保留地及び換地専用の公共施設の用に供する土地について、該当事項を記載すること。  
 5 「種別」、「部分」及び「符号」の各欄には、従前の土地について存する所有権以外の権利又は専分の制限で換地専用の土地について存することとなるものについて、該当事項を記載すること。この場合において、「種別」欄には、その登記簿に登記された順位番号を冠記し、「部番」欄には、その目的となっている土地の部分の位置及び地籍を記載すること。  
 6 「地役」欄には、地役権について、「部分」及び「符号」の各欄を空欄とし、「記事」欄に土地区画整理登記令(昭和30年政令第221号)第5条の申請事項についてその内容を明らかにした旨を記載すること。  
 7 「記事」欄には、従前の土地又は換地専用の土地につき、下記の場合に、それぞれの旨及び当該事項に関する換地専用の効果等について記載すること。  
 (1) 法第89条の2、法第90条の3又は法第89条の4の規定により換地を定める場合  
 (2) 法第99条の4、法第99条の5又は法第99条の6の規定により換地を定める場合  
 (3) 法第92条第5項の規定により使用地として定める場合  
 (4) 法第104条第1項若しくは法第104条第5項の規定により換地を定める場合は法第92条第1項若しくは第4項の規定により換地の目的となるべき土地若しくはその部分を定めない場合又は法第93条第3項の規定により金額により消費する場合  
 (5) 法第105条第1項の規定により換地を定める場合  
 (6) 法第86条第1項の規定により同条第1項第1号から第5号までに掲げる施設の用に供すべき土地として定める場合  
 (7) 法第65条の2の規定により参加組合員に対して与えるべき宅地として定める場合  
 (8) 法第96条第1項若しくは第2項の規定により保有地として定める場合  
 (9) 法第104条第1項の規定により地役権が消滅する場合  
 (10) 法第105条第2項又は第3項の規定により所有者が団又は地方公共団体に帰属する場合  
 (11) 法第105条第2項の規定により従前の地役権が消滅する場合  
 7 (二)の及び(三)の調書中「土地の表示」欄には、従前の地及び従前の地に付する地権の目的となっている土地について、その所在、地番、地目及び権利を記載すること。  
 8 「土地」について存する権利を記載すること。  
 9 「権利者」欄には、権利者が個人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。  
 10 (一)の及び(四)の調書中「権利」欄には、従前の地及び従前の地に付する地権について既登記の先取特権、賃借若しくは抵当権又は仮託記、買戻の特種の制限に付する事項の定めの登記若しくは専分の制限が存在するときは、登記簿に登記された順位番号を冠記し、その権利の種別を記載すること。  
 11 「登記の順位番号」欄は空欄にしておくこと。  
 12 (二)の及び(三)の調書中「土地の表示」欄には、その所在、地番、地目及び地籍を記載すること。  
 13 (二)の及び(三)の調書中「権利」欄には、既登記の先取特権若しくは抵当権又は仮託記、買戻の特種の制限の消滅に関する事項の定めの登記若しくは専分の制限が存在するときは、登記簿に登記された順位番号を冠記し、その権利の種別を記載すること。  
 14 (四)の調書中「土地の表示」欄には、建物の存する土地が2筆以上で、各筆の共有者及びそれぞれの共有持分の割合が相互に同一であることを。  
 15 (四)の調書中「権利」欄には、換地専用の土地の共有持分を与えられた従前の土地又は借地権について既登記の先取特権、賃借若しくは抵当権又は仮託記、買戻の特種の制限の消滅に関する事項の定めの登記若しくは専分の制限が存在するときは、登記簿に登記された順位番号を冠記し、その権利の種別を記載すること。

16 (四)の調書は、建物一律ごとに作成し、その最下段に共用部分について記載すること。

17 「全体の表示」欄には、建物の全部の構造及び床面積を記載すること。

18 「区分所有の部分の表示」欄には、区分所有の部分の構造、種類、床面積及び建物の番号があるときは、建物の番号を記載すること。

19 「従前の土地について存する権利の種別」欄の記載については、8例によること。

20 「(四)の調書中「権利」欄の記載については、15例によること。

21 共用部分の記載については、「区分所有の部分の表示」欄に共用部分の家庭番号、構造、種類及び床面積を記載すること。

22 電子計算機その他の機器により記載する場合には、それに必要な限度において、欄を適宜読み替え、又は新たに欄を設けることができるものとすること。

## 様式第七(第十四条関係)

## 各筆各権利別清算金明細書

権利者の住所及び氏名 新又は字	従前の土地												換地専用の土地												清算金 及び清算額 すべき金額	供託 記 事
	街区 町村 及び 字	地番	地目	地権	所有権以外の権 利又は専分の制 限	権利 種別	部分	符号	地籍 番号	権利 番号	街区 町村 及び 字	地番	地目	地権	所有権以外 の権利又は 専分の制限	権利 種別	部分	符号	地籍 番号	権利 番号	地籍 番号	権利 番号				

(二) 法第89条の4又は第91条第3項の規定により換地を定めない専分に係る各筆各権利別清算金明細

権利者の住所及び氏名 新又は字	従前の土地												換地専用の土地												清算金 及び清算額 るべき金額
	街区 町村 及び 字	地番	地目	地権	所有権以外の権 利又は専分の制 限	権利 種別	部分	符号	地籍 番号	権利 番号	街区 町村 及び 字	地番	地目	地権	所有権以外 の権利又は 専分の制限	権利 種別	部分	符号	地籍 番号	権利 番号	地籍 番号	権利 番号			

樣式第八（第十六條關係）

様式第九（第十九条関係）

(三) 法第93条の規定による処分に係る各筆各権利別清算金明細

佛

- 「権利者の住所及び名前」欄には、権利者が法人であるときは、その名称及び法人の事務所の所在地を記載すること。
  - 従前の土地に係る「市町村及び町字」、「番地」、「地目」及び「地籍」の各欄は、登記簿に記された表示により記載すること。この場合において、「地籍」欄には、登記簿に登記された地図が地籍を定めるときの基準となる従前の地籍(以下「基準地籍」という)と異なるときは、当該基準地籍を記載すること。
  - 従前の土地について存する所有権以外の権利又は他の制限に係る「種別」、「部分」及び「地籍」の各欄に、既存のもの及び申立て又是届出があつたもののについて、其の記載を記載すること。この場合において、「種別」欄には、既存のものについては、その登記簿に登記された権利番号を記し、「地籍」欄には、既存又は告示によつて届出された地図が基準地図と異なるときは、当該基準地図を併記すること。
  - (一)の測量上「権利範囲」欄及び(二)及び(三)の測量上從前の土地に存する「権利範囲」欄には、土地若しくは地盤又は外郭構築、貯蔵、堆積等若しくは処分の削除の存する土地の部分の範囲を記載すること。
  - 5 「街区番号」欄には、換地間に記載された街区番号を記載すること。
  - 6 換地分地分の土地に係る「部分」、「番号」及び「地籍」の各欄には、従前の土地に存する所有権以外の権利又は他の制限で換地分地分の土地に

ついですることなるならおのづから、該当事項を記載すること。

法第3条第1項の規定による特例をもつて上市するに際しては、「清算金・仮清算金及び清算金算替額」欄に当該特別の定めをしない場合において清算すべき額を記載し、「記述」欄に別途に上記の要領を記載すること。

8「記述欄」は、従来の土建について、様式六種の範囲により記載すること。

9「建設費」欄に、建設の全工程の建設及完成度を記載すること。

10 延子計算機等の他の機器により記載する場合には、それが必要と限らずにおいて、欄を適宜組み替え、又は新たに欄を設けることができるものとする。

样式第八(第十六条同)

備考

記

- 1 土地所有者又は占有に係る他地主の目的的あるいは権利所有者が道筋等で、借地権を認する書面を提出して当該する場合においては、「土地所有者又は占有に係る他地主の目的である権利所有者」欄には、記載しないこと。
- 2 「土地所有者又は占有に係る他地主の目的的である権利所有者」欄には、「土地所有者」と「占有に係る他地主の目的的である権利所有者」のうち選択しない一方を記すこと。
- 3 律地所有者、土地区画整理による新設地所有者及び法人である場合は、「在籍者」欄には、該法人の法人名又は新設地の所在場所を記入し、「所有者」欄には、該法人の法人名又は新設地の所在場所を記入し、「私有者」欄には「土地所有者又は法人の生主」の事務所の所在場所及び私有者を記入すること。

样式第九(第十九条用)

此 次 全 国 論  
戦後整理審査会 住 所  
氏 名  
相 手 方 住 所  
氏 名  
  
土地上権整理法案 各条  
　　規の規定による権利の処理について問題が成立  
いので、下記より、裁決を申告いたします。  
此  
1 土地整理事務所の名稱  
2 捜査の実施  
3 捜査の範囲の見通し及びその内容  
4 獲得の方法  
令和 年 月 日  
　　戦後整理審査会 住 所  
氏 名  
税役員会議中

備考

- 「損失の事案」については、発生の場所及び時期を併せて記載すること。
- 「損失の徴候の見積り及びその内訳」については、複数の基礎を明らかにすること。
- 「損失の経過」については、経過の明確のほかに、協議が成立しない事項を明らかにすること。
- 既成申請者は被相手が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。

